

福岡県公報

平成28年6月28日
第3804号

目次

告示(第532号-第544号)

- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し (会計管理局会計課) 1
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (保護・援護課) 3
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退 (保護・援護課) 4
- 生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) 4
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) 4
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) 5
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 6
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 6
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 6
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 7
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 7
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 8
- 公 告**
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 8
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) 8
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 8
- 都市公園の区域の変更 (公園街路課) 9
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 9

- 大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定に基づく届出 (中小企業振興課) 9
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 10
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 10
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (子育て支援課) 10
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (自然環境課) 11
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 11

公安委員会

- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集の結果の公示 (警察本部生活保安課) 11

再 掲

- 特定危険薬物の指定 (薬務課) 11

正 誤

- 道路の区域の変更(平成26年8月福岡県告示第3621号) 中正誤 12
- 道路の区域の変更(平成27年1月福岡県告示第3663号) 中正誤 12
- 道路の区域の変更(平成27年1月福岡県告示第3663号) 中正誤 12

告 示

福岡県告示第532号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例(昭和39年福岡県条例第48号)第3条第2項の規定により告示する。

平成28年6月28日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	取消年月日
519	福岡市博多区博多駅南四丁目3-18 株式会社タカ・コーポレーション	福岡市西区内浜一丁目4番7号 福岡市西保健所内	平成28年 5月31日

福岡県告示第533号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年6月28日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
粕生381	うえだクリニック耳鼻咽喉科・皮膚科	糟屋郡新宮町夜臼六丁目8-8	H 28・5・1
像生149	宗像ゆめ眼科	宗像市田久二丁目1-1 ゆめタウン1F	H 28・5・1
像生148	よつば内科クリニック	宗像市くりえいと三丁目4-15	H 28・5・1
宰生97	吉田皮ふ科形成外科クリニック	太宰府市五条二丁目23-6	H 28・5・1
宰生96	医療法人鵬志会 別府病院	太宰府市宰府一丁目6-23	H 28・5・1
大野生134	うえだ小児科クリニック	大野城市月の浦一丁目25-1	H 28・4・1
大野生135	かんた内科医院	大野城市中二丁目3-1	H 28・6・1
糸島地生109	医療法人 柳田 学 整形外科クリニック	糸島市波多江268-4	H 28・4・1
糸島地生110	やわたアイクリニック	糸島市志摩津和崎61	H 28・6・1
朝倉生67	秋月健生クリニック	朝倉市上秋月1627	H 28・4・1
小生108	田中クリニック	小郡市美鈴が丘五丁目12-3	H 28・5・1
み生35	いまいずみ内科・脳神経外科	みやま市高田町江浦586-2	H 28・4・1

柳生84	柳川療育センター	柳川市三橋町棚町218-1	H 28・5・1
飯生322	野見山医院	飯塚市伊川406-1	H 28・5・1
宗像生17	楠本内科医院	遠賀郡水巻町吉田東二丁目11-1	H 28・5・1
福津生歯37	みやた歯科こども歯科クリニック	福津市日苺野五丁目3-7	H 28・6・1
古生歯72	ゆう歯科・こども歯科	古賀市花見東七丁目14-57 カサデビナール1階	H 28・6・1
宰生歯51	メイプル歯科医院	太宰府市国分一丁目5-43	H 28・5・1
大野生歯133	ゆめ歯科クリニック	大野城市中二丁目3-1	H 28・6・1
春生歯95	春日まさむね歯科・歯科口腔外科	春日市春日一丁目26-1	H 28・5・1
筑紫生歯82	たくま歯科医院	筑紫野市紫一丁目18-5-101	H 28・4・1
大川生歯40	木下総合歯科醫院	大川市大字上巻字蓮輪252-1	H 28・4・5
飯生歯16	おおた歯科・小児歯科	飯塚市楽市620-5	H 28・5・1
福津生薬37	みらい薬局 福津店	福津市中央四丁目22-30	H 28・4・1
大野生薬77	おとがな薬局	大野城市乙金二丁目923（区画整理地内 街区番号17-6）	H 28・5・1
大野生薬76	薬局クオラス	大野城市中二丁目3-1	H 28・6・1
大野生薬78	鳳珠堂調剤薬局 大野城店	大野城市錦町三丁目3-1	H 28・6・1
大川生薬25	若津センター薬局	大川市大字向島2610-2	H 28・5・1
小生薬50	新生堂薬局 美鈴が丘店	小郡市美鈴が丘五丁目12-2	H 28・5・1

み生薬32	平成堂薬局 瀬高店	みやま市瀬高町下庄 2294 - 5	H 28・5・1
田生薬88	ケイ調剤薬局	田川市宮尾町 812 - 10	H 28・5・1
行生薬80	マロン薬局	行橋市大字中津熊 310 - 1	H 28・5・1
粕生訪10	すまいる博多訪問看護・リハビリステーション	糟屋郡志免町御手洗二丁目 11 - 5	H 28・4・1
大川生訪5	はーと・なう訪問看護ステーション	大川市大字向島 1370 - 3	H 28・4・1
小生訪4	グリュック訪問看護ステーション	小郡市小郡 2476 トレンジイ ITO A101	H 28・3・1
柳川訪6	訪問看護ステーション デューン柳川	柳川市三橋町高畑 104 - 1 萩島第一ビル 103号	H 28・6・1

福岡県告示第534号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年6月28日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
粕生376	うえだクリニック耳鼻咽喉科・皮フ科	糟屋郡新宮町夜白六丁目 8 - 8	H 28・4・30
宰生48	医療法人壽徳会木下病院	太宰府市宰府一丁目 6 - 23	H 28・4・30
宰生67	別府内科クリニック	太宰府市五条二丁目 5 - 20	H 28・4・30

糸島地生88	榎田学整形外科クリニック	糸島市波多江 268 番 4	H 28・3・31
朝倉生42	甘木心療クリニック	朝倉市来春 150	H 28・3・31
み生32	いまいずみ内科・脳神経内科	みやま市高田町江浦 586 - 2	H 28・3・31
飯生250	野見山内科消化器科小児科医院	飯塚市伊川 406 - 1	H 28・4・30
遠生77	楠本内科医院	遠賀郡水巻町吉田東二丁目 11 - 1	H 28・4・30
宗遠生1	花美坂クリニック	遠賀郡芦屋町花美坂 36 - 5	H 28・3・31
京生135	田中医院	築上郡築上町大字椎田 1011 - 5	H 28・3・31
福津生7	岩橋医院	福津市内殿 1018 - 1	H 28・3・31
宰生35	吉田皮ふ科クリニック	太宰府市五条二丁目 23 - 6	H 28・4・30
朝倉生55	医療法人上野医院	朝倉市上秋月 1627	H 28・3・31
宰生歯43	メイプル歯科医院	太宰府市国分一丁目 5 - 43	H 28・4・30
大川生歯16	木下総合歯科醫院	大川市大字上巻字蓮輪 252 - 1	H 28・4・4
飯生歯136	おおた歯科・小児歯科	飯塚市楽市 620 - 5	H 28・4・30
糸島地生薬57	新生堂薬局 前原中央店	糸島市前原中央一丁目 6 番 13号	H 28・3・31
朝倉生薬14	神田町調剤薬局	朝倉市甘木字後藤町 2400 - 3	H 28・5・31
大川生薬19	若津センター薬局	大川市大字向島 2610 - 2	H 28・4・30
み生薬24	平成堂薬局瀬高店	みやま市瀬高町下庄 2294 - 5	H 28・4・30

田生薬86	古賀調剤薬局 春日店	田川市宮尾町 812 - 10	H 28・4・30
行生薬56	ほほえみ調剤薬局	行橋市南大橋五丁目 6 - 6	H 28・3・31

福岡県告示第535号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年6月28日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定の辞退年月日
福津生薬25	サクラ薬局 福岡駅東店	福津市日蒔野六丁目 14 - 1	H 28・5・31

福岡県告示第536号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年6月28日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
------	-------	-------	-------	-------

飯生	労働者健康福祉機構総合せき損センター	労働者健康安全機構総合せき損センター	飯塚市伊岐須字道坂 550 - 4	H 28・4・1
----	--------------------	--------------------	-------------------	----------

2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕生309	亀山クリニック	糟屋郡志免町別府西三丁目 8 - 15	糟屋郡志免町別府二丁目 2 - 1	H 28・1・1
粕生151	医療法人社団三誠会ひまわり病院	糟屋郡粕屋町大字仲原 88 番地 1	糟屋郡粕屋町長者原東一丁目 10 - 3	H 27・2・21
大野生104	宇都宮内科医院	大野城市筒井五丁目 3 - 6	大野城市御笠川二丁目 1 - 7	H 28・3・24
北生歯57	木村歯科医院	糟屋郡須恵町大字上須恵天神ノ木 797 - 1	糟屋郡須恵町大字上須恵 797 - 2	H 28・3・27

福岡県告示第537号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年6月28日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
大生マ23	副島 明彦（九州療養サポートセンター大牟田）	大牟田市大字宮崎 11 - 2 - 402 号	H 28・5・1
大生マ24	園田 耕司（九州療養サポートセンター大牟田）	大牟田市大字宮崎 11 - 2 - 402 号	H 28・5・1
小生マ7	内野 仁（正健堂鍼灸指圧院）	小郡市上岩田 1305 - 1	H 28・5・1

大野生マ10	中島 源太郎 (KEiROW 大野城ステーション)	大野城市雑餉隈町四丁目2 - 16 石橋ビル2階204号室	H 28・5・10
嘉麻生マ43	辻 武彦 (訪問マッサージ 楽々)	嘉麻市下臼井1108 - 24	H 28・5・1
田川生マ58	武藤 三千代 (あおぞら 訪問マッサージ)	田川郡川崎町大字川崎444 - 13	H 28・4・18
田川生マ59	西 晴夫 (あおぞら訪問 マッサージ)	田川郡川崎町大字川崎444 - 13	H 28・4・18
大生柔82	木村 毅一郎 (おはな整 骨院 草木院)	大牟田市大字草木786	H 28・6・1
直生柔42	上野 寛志 (STREXZE N和整骨院直方院)	直方市古町17 - 2	H 28・4・8
田生柔55	上村 京奨 (長生庵)	田川市大字伊田2741 - 11 K Mビル1階	H 28・4・1
行生柔32	野崎 啓佑 (啓整骨院)	行橋市中央一丁目11 - 14 - 105	H 28・6・1
中生柔33	井口 和巳 (岩瀬西整骨 院)	中間市岩瀬西町4 - 20 サン ヴィレッジ宮園101	H 28・5・1
筑紫生柔70	妹川 和志 (杏鍼灸整骨 院)	筑紫野市二日市中央四丁目11 - 1 - 2F	H 28・4・1
筑紫生柔71	吉良 俊則 (Kira 整骨 院)	筑紫野市二日市中央一丁目9 - 7 - 103	H 28・5・10
筑紫生柔72	東野 広明 (とうの鍼灸 整骨院)	筑紫野市原田七丁目4 - 20 A パート21 - 101	H 28・5・6
春生柔54	中村 和寛 (グッド鍼灸 整骨院)	春日市春日原北町四丁目46 - 1 F	H 28・5・2
像生柔101	木本 将明 (堺整骨院 宗像本院)	宗像市栄町13 - 4	H 28・5・16
糸島地生柔 57	加藤 優 (はる整骨院)	糸島市二丈深江547 - 1	H 28・5・17
糸島地生柔 58	丸山 純 (はる整骨院)	糸島市二丈深江547 - 1	H 28・5・17
粕生柔132	村下 昌義 (みつとも鍼 灸整骨院)	糟屋郡新宮町大字三代782 - 11	H 28・4・1

粕生柔133	船越 英明 (みなと整骨 院)	糟屋郡新宮町大字湊333 - 1	H 28・4・27
粕生柔134	武内 友亮 (堺整骨院 志免)	糟屋郡志免町南里四丁目1 - 16 - 203	H 28・4・17
粕生柔135	齋藤 かおる (堺整骨院 志免)	糟屋郡志免町南里四丁目1 - 16 - 203	H 28・5・16
粕生柔136	夫馬 俊介 (堺整骨院 志免)	糟屋郡志免町南里四丁目1 - 16 - 203	H 28・4・28
田川生柔38	井上 善彦 (まる整骨 院)	田川郡福智町金田1134 - 6	H 28・5・1
田川生柔39	櫻井 仁志 (まる整骨 院)	田川郡福智町金田1134 - 6	H 28・5・1
田川生柔40	小松 勇太 (鍼灸整骨院 健導)	田川郡香春町大字中津原2385 - 1	H 28・4・25
筑紫生はき 14	東野 広明 (とうの鍼灸 整骨院)	筑紫野市原田七丁目4 - 20 A パート21 - 101	H 28・5・6
大野生はき 16	中島 源太郎 (KEiROW 大野城ステーション)	大野城市雑餉隈町四丁目2 - 16 石橋ビル2階204号室	H 28・5・10
嘉麻生はき 4	辻 武彦 (訪問マッサージ 楽々)	嘉麻市下臼井1108 - 24	H 28・5・1
嘉麻生はき 5	鶴 浩隆 (訪問マッサージ 楽々)	嘉麻市下臼井1108 - 24	H 28・5・1
田川生はき 15	小松 直幸 (鍼灸整骨院 健導)	田川郡香春町大字中津原2385 - 1	H 28・4・25

福岡県告示第538号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年6月28日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
大生柔59	溝上 隆紀 (整骨院みぞかみ)	大牟田市大字草木 786 番地 3	H 28・5・31
行生柔28	野崎 啓佑 (STREXZEN 行橋健康整骨院)	行橋市中央二丁目 5 - 23	H 28・5・1
中生柔31	水澤 暢 (岩瀬西整骨院)	中間市岩瀬西町 4 - 20 サンヴィレッジ宮園 101	H 28・4・30
像生柔81	橋本 裕貴 (堺整骨院宗像本院)	宗像市栄町 13 - 4	H 28・4・30
粕生柔93	木本 将明 (堺整骨院志免)	糟屋郡志免町南里四丁目 1 - 16 - 203	H 28・5・16

福岡県告示第539号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年6月28日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
田川郡添田町大字榊田字宮ノ下1015の1、字城山1335の1、1336の1、1337の1、字出迫1338、1339、字堂所1341、1342、1344から1347まで、1367、1371、字堺目1366、1368、1369
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第540号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年6月28日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
宮若市金生字宝満田1907
 - 指定の目的
水源の涵養
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第541号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成28年6月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
糟屋郡須恵町大字上須恵字城山348、349の1
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字城山348・349の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第542号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成28年6月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
京都郡苅田町大字二崎字居屋敷336の2、347
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

- イ 字居屋敷336の2・347（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び苅田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第543号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年6月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京築	一般国道	496号	前	京都郡みやこ町犀川横瀬194番6先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原459番1先まで	3.7 ～ 22.9	6,941.2
			前	京都郡みやこ町犀川横瀬194番6先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原459番1先まで	11.5 ～ 115.0	6,930.2
			後	京都郡みやこ町犀川横瀬194番6先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原459番1先まで	3.7 ～ 22.9	6,941.2

		後	京都郡みやこ町犀川横瀬 194番6先から 京都郡みやこ町犀川上伊 良原459番1先まで	10.5 ～ 115.0	6.930.2
--	--	---	--	--------------------	---------

福岡県告示第544号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年6月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年6月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京築	496号	京都郡みやこ町犀川下伊良原1194番1先から 京都郡みやこ町犀川下伊良原1883番1先まで

公 告**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年6月28日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市筵内字野毛尾1509番3
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡新宮町大字三代828番地
吉村 崇

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成28年6月28日

福岡県知事 小川 洋

- 落札に係る契約の名称
信号機等積算システム賃貸借契約
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 落札を決定した日
平成28年5月24日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名
株式会社JECC
 - 住所
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
34,898,688円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告日
平成28年4月12日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見

の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年6月28日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ホームプラザナフコ 田川店

(2) 所在地 田川市大字川宮1720-1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

次のとおり都市公園の区域を変更するので、福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第16条の規定により公告する。

平成28年6月28日

福岡県知事 小川 洋

1 名称

筑後広域公園

2 位置

筑後市大字津島及び大字尾島並びにみやま市瀬高町本郷及び長田地内

3 区域

別図面のとおり（別図面は省略し、その写しを福岡県建築都市部公園街路課、福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所及び福岡県八女県土整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

4 区域変更の期日

平成28年7月16日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

平成28年6月28日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

春日市大字下白水207番4及び207番467から207番557まで、大字上白水字西浦1308番10、1308番18、1309番109及び1309番110、字東浦1310番269から1310番272まで及び1310番279から1310番281まで並びに字イケ谷1312番47、1312番49、1312番56及び1312番71から1312番223まで並びに星見ヶ丘三丁目210番

2 開発許可を受けた者の住所地、名称及び代表者氏名

東京都千代田区神田駿河台四丁目2番5号 株式会社日本エスコン 代表取締役 伊藤貴俊

大阪府大阪市中央区伏見町四丁目1番1号 株式会社イーステート 代表取締役 平野泰久

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年6月28日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年6月10日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン久留米

(2) 所在地 久留米市新合川一丁目39番地 外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前	変更後
出入口の数	出入口の数
12	14

※第4駐車場に出口及び入口を新設

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年6月28日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成28年5月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人北筑しょう福会

(2) 代表者の氏名

亀崎 一郎

(3) 主たる事務所の所在地

(旧) 柳川市大和町豊原6番地3

(新) うきは市吉井町若宮56番地4

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者の主体性とエンパワーメントを基本に据えたノーマライゼーションの理念の下、地域での就労の機会を創出し、また、その支援と生活支援に係る事業を行い、障害者の自立と社会参加の促進及び福祉の充実に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年6月28日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成28年6月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人久障支援運営委員会

(2) 代表者の氏名

今井 正雄

(3) 主たる事務所の所在地

久留米市西町1078-24稲吉ビル1階

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、生活支援、就労支援に関する事業を行い、障害者の自立と社会参加の促進及び福祉の充実に寄与することを目的とする。

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県認定こども園の認定要件に関する条例施行規則（平成18年福岡県規則第77号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部子育て支援課に備え置きます。

平成28年6月28日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

国の機関（内閣府、文部科学省及び厚生労働省）が行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定による手続を実施して定めた就学前の子どもに関する教育、

保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件（平成28年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）と実質的に同一の規則を定めるものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

- 2 規則の公布日
平成28年6月28日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年福岡県規則第23号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部自然環境課に備え置きます。

平成28年6月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 意見公募手続を実施しなかった理由
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成27年環境省令第41号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。
- 2 規則の公布日
平成28年5月24日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年6月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市俗明院二丁目301番1から301番3まで、301番9及び301番10並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
筑紫野市紫五丁目14番5号
萩尾 紹子

公安委員会

福岡県公安委員会告示第190号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく処分基準の制定及び改正（案）について、平成28年4月28日から同年5月30日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

平成28年6月28日

福岡県公安委員会

- 1 処分基準の題名
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく処分基準
- 2 処分基準の制定及び改正の日
平成28年6月23日
- 3 意見公募手続の結果
意見は提出されなかったため、制定及び改正の案のとおり処分基準の制定及び改正をすることとした。
- 4 関連資料
関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条

例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第527号の2

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第14条第1項の規定により、特定危険薬物を次のとおり指定する。

平成28年6月22日

福岡県知事 小川 洋

1 特定危険薬物の名称

- (1) 化学名 1 - (3, 4 - ジメトキシフェニル) - 2 - (メチルアミノ) プロパン - 1 - オン及びその塩類
- (2) 化学名 1 - ペンチル - N - (キノリン - 8 - イル) - 1 H - インダゾール - 3

- カルボキサミド及びその塩類

- (3) 化学名 エチル = 2 - [1 - (5 - フルオロペンチル) - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキサミド] - 3 - メチルプタノアート及びその塩類
- (4) 化学名 メチル = 2 - [1 - (4 - フルオロベンジル) - 1 H - インドール - 3 - カルボキサミド] - 3, 3 - ジメチルプタノアート及びその塩類

2 指定の理由

他の地方公共団体の条例に基づき、大臣指定薬物に準じる手続による科学的知見に基づく検証を経て大臣指定薬物に準じる規制が行われることになったため。

3 施行期日

平成28年6月23日

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正		誤	
					上	下						
26・8・19	3621	告示	719	3		○		表中	○○○ 11.5 ~ ○○○○ 115.0	○○○○○ 6,930.2	●● 8.0 ~ ●●●● 168.0	●●●●● 9,842.2
27・1・27	3663	告示	43	4	○			表中	○○○ 11.5 ~ ○○○○ 115.0	○○○○○ 6,930.2	●● 8.0 ~ ●●●● 168.0	●●●●● 9,842.2
27・1・27	3663	告示	43	4		○		表中	○○○ 11.5 ~ ○○○○ 115.0	○○○○○ 6,930.2	●● 8.0 ~ ●●●● 168.0	●●●●● 9,842.2